

第2章 不当労働行為の審査

1 概 況

平成21年中に係属した不当労働行為救済申立事件はなかった。近年の傾向及び特徴的な事件については以下のとおり。

平成17年1月施行の労働組合法改正以降係属した事件は、平成18年に1件係属し、関与和解により終結した。

平成18年に係属した事件は、県内の農協関係団体のうちの7つの労働組合及び県農協中央会が当事者である。

本件は、東伯町農協の再建・合併問題について、7労働組合が県全体の農協系統組織の雇用問題に波及する深刻な事項であるとして、直接の雇用関係にない県農協中央会に対して団体交渉の申入れを行ったところ、県農協中央会は団体交渉の当事者ではない等として交渉申入れを拒否したことから、このことが労働組合法第7条第2号に定める不当労働行為にあたるとして、7労働組合から救済申立てがなされたものである。

本件審査は、委員調査を4回、審問を3回行い、平成18年9月、関与和解により終結した。なお、当県の審査目標期間は10ヶ月（約300日）に設定しているが、処理に要した日数は170日であり、目標期間内での事件処理が行われた。

主な和解内容は、各労働組合と各農協等との間における団体交渉が円滑に行われるよう、県農協中央会が農協等を指導するとともに必要に応じて労働組合に対し説明すること、などである。